

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 2 5 日

上尾市教育委員会

教 育 長      西   倉      剛

上尾市教育委員会規則第 8 号

上尾市学校給食実施条例施行規則の一部を改正する規則

上尾市学校給食実施条例施行規則（令和 7 年上尾市教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（学校給食費の徴収の特例）

- 8    令和 7 年 6 月分及び 7 月分に係る学校給食費については、第 3 条本文の規定にかかわらず、学校給食費負担者が第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 5 号に掲げる者である場合に限り、徴収しないものとする。

附   則

この規則は、公布の日から施行する。